

Title	慶應義塾大学藝術学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝術学会
Publication year	1983
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.45, (1983. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00450001-0346

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝術文學會規約

第一章 總則

一、委員長 一名。

二、委員 若干名。

第一条 本學會は「慶應義塾大學藝術文學會」と稱する。

第九条 委員は會員の選舉によつて慶應義塾大學藝術文學關係の在職者の中から選ばれる。

第二条 本學會は、文學、言語、藝術の研究を目的とする。

第十条 委員長は委員の互選によつて選ばれる。

第三条 本學會の事務所は東京都港区三田二ノ一五ノ四五慶應義塾大學文學部文學科研究室に置く。

第十一條 委員長は委員中から会計、編集その他の専門委員を指名することがある。委員は委員長を補佐して会務を執る。

第四条 本學會は第二条に定められた目的を達成するために左の事業を行なう。

第十二条 各委員の任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げない。

- 一、會員の學術研究を助成する事業。
- 二、會員の學術研究を發表する事業。

A、機關誌『藝文研究』の發行。

B、學術研究發表会の開催。

- 三、その他本學會の目的を達成するに必要な事業。

第二章 会員

第五条 本學會は慶應義塾大學藝術文學關係の教授、助教授、講師、助手及び入会を希望する卒業者、並びに會員二名以上の推薦により委員會の承認を得た者を

第十三条 本學會は總會と委員會とを開く。

第十四条 總會は委員長がこれを招集し、會員過半数の出席によつて成立する。議事の決定は多數決による。

第十五条 總會は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を行う。

第十六条 委員會は隨時これを開く。

第六条 會員はその研究を機關誌『藝文研究』及び本學會學術發表会で發表することが出来る。

第十七条 本學會の會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十日による。

第七条 会費は別に定めるところに従う。

第三章 役員

第八条 本學會に左の役員を置く。

第十八条 本學會の総常費は学校法人慶應義塾その他よりの補助金並びに会費・寄附金及びその他の収入を以てこれに當てる。

第五章 経理